

報 告 第 3 号

学校等における新型コロナウイルス感染症に係る対応について

学校等における新型コロナウイルス感染症に係る対応について、別紙のとおりご報告します。

※下線部は前回報告からの変更箇所

新型コロナウイルスに係る学校等の対応について

1. 学校の臨時休業等について

- (1) 県立学校を**3月4日から3月19日（中学校は24日）まで臨時休業**
市町村教育委員会に対し、3月4日からの小中学校の臨時休業を依頼
- (2) 県内の感染状況等を踏まえ、全ての県立特別支援学校及び高知市・中央東・中央西・幡多福祉保健所管内に所在する県立中・高等学校（嶺北高校を除く）を**4月13日から4月24日まで臨時休業**（高岡高校、高知海洋高校、佐川高校、高知追手前高校吾北分校は4月15日から）
高知市・中央東・幡多福祉保健所管内の市町村教育委員会に対して、小中学校の臨時休業の検討を依頼
- (3) 緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことを受け、4月17日付けで**5月6日までの県立学校の臨時休業**を決定
市町村教育委員会に対し、同様の対応を依頼
- (4) 4月30日付けで**5月8日までの臨時休業の延長**及び11日以降の「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」を通知
5月7日付けで**11日から22日までの臨時休業の延長を決定**
※各学校からの申し出により個別に協議の上、前倒して再開することが出来る旨を通知
市町村教育委員会に対し、臨時休業措置について検討を依頼
- (5) 5月20日付けで**5月25日からの県立学校の再開**を決定

2. 学校における感染防止対策について

- (1) 学校を再開する場合における感染防止の取組について文部科学省のガイドライン等を踏まえ取組の徹底を周知
- (2) 学校再開後、感染者が確認された場合は直ちに臨時休業とすることを通知
- (3) 県立学校の入学式や、特別支援学校、児童クラブ等における感染防止対策のため、県に寄贈を受けたマスクを配布（約5万枚）。県4月補正予算により、学校の消毒液の購入等に係る支援を実施
- (4) 感染者発生時に校長等が行うべき対応に係るマニュアルを策定・配布
- (5) 文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を周知
- (6) 上記の衛生管理マニュアルを踏まえ、本県における今後の感染状況を踏まえた県立学校の休業措置等の基準を公表（福祉保健所単位で臨時休業等を判断すること等）
<参考資料1：令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について>
- (7) 学校再開後の運動部活動について、一定の条件をつけて活動を再開すること等を通知
<参考資料2：県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方について>

3. 休業期間中の子どもの居場所確保等について

- (1) 市町村に対し、自宅で過ごすことが困難な児童について、放課後児童クラブ等の活用による居場所の確保を依頼
- (2) 放課後子ども教室の臨時開設に伴い、国費対象外の支援に係る県独自の補助制度を令和元年度補正予算において創設
※臨時開設に伴う追加的な費用について、放課後子ども教室は国費及び県補正予算（令和元年度補正予算及び令和2年度4月補正予算）で対応。なお、放課後児童クラブは全額国費で対応（令和2年度は予定）
- (3) 市町村教育委員会に対し、学校での受け入れに関して、県の特別支援学校の対応や受入時の対応例等を通知

4. 休業期間中の活動等について

- (1) 臨時休業の実施にあたり、準備期間等を活用し、子どもたちに対し臨時休業の意義や生活行動に関する指導とともに、感染者等に対する偏見や差別等が生じないように指導を行うことを通知
- (2) 県立学校の生徒に対して休業期間中の学習課題等を送付するとともに、各市町村教育委員会に対し、家庭学習支援教材を周知。国の通知を踏まえ「学習計画例」等を示した上で各家庭において計画的に教育活動が行われるよう各市町村教育委員会に依頼
- (3) 休業期間中の昼食提供に係る各市町村独自の取組の紹介等を通じ、各地域のニーズ等に即した子どもへの昼食の対応について検討を依頼
- (4) 臨時休業に伴う非常勤講師等の勤務の柔軟な取扱いや、感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い、緊急事態宣言対象地域に滞在歴等がある教職員の対応等について通知
- (5) 臨時休業中の児童生徒及び保護者の心のケアについて、スクールカウンセラー等の活用も含む対応を各県立学校及び各市町村教育委員会に依頼
- (6) 県教育センターのホームページに「家庭学習支援動画ライブラリー」を開設（4月24日）し、県教育委員会の指導主事等が作成した動画教材を配信。各市町村教育委員会に対し周知。※5月29日時点で120本を掲載

5. 臨時休業に伴う学習の遅れ等への対応について

- (1) 5月15日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」を踏まえ、時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により授業時数を確保すること、最終学年以外の児童生徒については令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行うこと等を周知するとともに、各学校の教育課程の編成等の適切な実施を依頼

6. 学校教育の継続に向けた対応について

今後、再度の臨時休業措置等を講じなければならない事態等を想定し、学校教育の継続について備えておく観点から、以下の取組を実施

- (1) GIGA スクール構想の実現に向けた国の令和2年度補正予算を活用し、県立中学校及び特別支援学校における一人一台端末の整備計画の前倒し及び低所得世帯に対するルーターの貸し出しを実施。高等学校等におけるタブレット端末について、県単独の整備計画を前倒しで実施

※いずれも高知県令和2年度5月補正予算計上

市町村立の小中学校においても一人一台端末整備を前倒しで計画中

- (2) 各県立学校等に対し、ICTを活用した授業の取組例の周知及び生徒の自宅等におけるICT環境の実態調査を実施

各市町村教育委員会に対して、休業期間中等の家庭生活・学習状況等や文部科学省調査を踏まえた家庭のICT環境の実態等に関する調査を依頼

- (3) 「家庭学習支援動画ライブラリー」における授業動画の作成・周知（再掲）

7. 社会教育施設等について

<オーテピア高知図書館>

休館 3月4日から3月24日まで、4月10日18時から5月10日まで

※4月28日以降、予約資料の郵送貸出や電子図書館利用登録のメール受付を実施

再開 5月12日から

<県立青少年教育施設>

高知青少年の家、青少年体育館、芸西天文学習館、塩見記念青少年プラザ

休館 3月4日から3月25日まで、4月10日から5月10日まで

再開 5月11日から

青少年センター、幡多青少年の家、香北青少年の家

休館 3月4日から3月25日まで、4月10日から5月10日まで

再開 5月12日から

<高知公園天守、懐徳館、東多聞、廊下門>

休館 3月6日から3月19日まで、4月10日から5月10日まで

再開 5月11日から

<県立埋蔵文化財センター>

休館 3月4日から3月19日まで、4月10日から5月10日まで

再開 5月11日から

8. 新型コロナウイルスに関する人権教育の充実について

- (1) 感染者、医療従事者等に対する人権侵害等が起こらないよう、人権教育の実践を活かすため、「高知県の小学生（中学生・高校生）のみなさんへ」のメッセージを発出し、各学校における活用を依頼

<参考資料3：「新型コロナウイルスの感染に関わるメッセージ」の活用について>

各県立学校長 様

高知県教育長

令和 2 年度新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について(通知)

本県においては、国の緊急事態宣言も解除され、新規感染者が確認されていない状況が続いていることから、全ての県立学校を再開することとしました。

しかしながら、今後本県においても感染者が確認され、感染拡大が懸念される状況になることも考えられます。そこで、今後の県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業等の判断基準について、下記のとおりまとめました。

この基準は、別添の令和 2 年 5 月 22 日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下、マニュアルとする。)に基づき、県立学校が所在する各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断する、県教育委員会独自の基準となっています。

この県独自の判断基準 (I~IV) と、マニュアルの具体的な感染予防対策【レベル地域】との関連については、下記のとおりとしますので、各校においては、県独自の判断基準とマニュアルをご確認いただき、【レベル地域】ごとの感染症対策への対応をお願いします。

なお、部活動については、マニュアルを踏まえた県独自の「I~IVの判断基準」に対応した感染予防対策を別途通知します。

記

県立学校における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業等の判断基準

県教育委員会の考え方	県立学校が所在する地域の考え方	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 (高知市管内は人口規模を踏まえて対応)			
	判断基準区分	IV	III	II	I
	直近 7 日間の管内の感染状況	感染者が、確認されていない	感染者が、3 日に 1 度程度の確認に収まっている	感染者が、2 日に 1 度程度の確認に収まっている	感染者が、日々連続して確認されている
	文部科学省のマニュアルとの対応	レベル 1		レベル 2	レベル 3
	臨時休業の対応	開 校 1 つの市町村において集中して確認された場合は別途協議			休業* <small>登校日を設けるなどの工夫</small>
	具体的な予防対策 (文部科学省のマニュアル参照)	【レベル 1 地域】 の予防対策		【レベル 2 地域】 の予防対策	【レベル 3 地域】 の予防対策

(備考)・ * : 休業については、県内各保健所の管内面積や人口密集度、他の保健所管内との隣接状況が様々であることから、保健所管内にかかわらず、生活圈等におけるまん延状況などによって、学校ごとに判断する場合があります。

・ 県に緊急事態宣言が発令された場合でも、保健所管内の感染状況を踏まえ開校する場合があります。

<参考：文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルより>

	レベル 1	レベル 2	レベル 3
「学校の新しい生活様式」を踏まえた行動基準	「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域	「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域	「特定警戒都道府県」に相当する感染状況である地域
	・ 新規感染者が一定程度確認されている地域 ・ レベル 2 にあたらない地域	・ レベル 3 の基準等を踏まえつつ、新規感染者数が、その半分程度確認されている地域 ・ レベル 1 のうち、感染経路が不明な感染者が、過去に一定程度存在していたことなどにより当面の注意が要する地域	・ 累計患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近 1 週間の倍加時間などで判断

【担当】高知県教育委員会事務局
 高等学校課 山中、岩河 (088-821-4907)
 特別支援教育課 濱口、吉井 (088-821-4741)
 保健体育課 北村、廣田、池知 (088-821-4928)

事 務 連 絡

令和2年5月26日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長

（公 印 省 略）

令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について（通知）

うえのことについて、県立学校に対し、別添（写し）のとおり臨時休業等の判断基準を通知いたしましたので、お知らせします。

なお、別添（写し）通知文中の「令和2年5月22日付け文部科学省事務連絡『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』」につきましては、令和2年5月25日付けの保健体育課長事務連絡にて送付しておりますので、ご参照ください。

【問い合わせ】 高知県教育委員会事務局小中学校課

担当 益永・井上

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-7-52 県西庁舎 2階

TEL：088-821-4735 FAX：088-821-4926

E-mail：mika_masunaga@ken2.pref.kochi.lg.jp

2 高保体第 238 号
令和 2 年 5 月 29 日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方について（通知）

新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中の対応につきましては、各県立学校において適切にご対応いただきありがとうございます。

現在、感染症の状況については一定の落ち着きが見られておりますが、今後も引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さて、令和 2 年 5 月 26 日付け 2 高学第 550 号にて、今後本県における新型コロナウイルス感染症対応の臨時休業等の県独自の判断基準区分（Ⅰ～Ⅳ）を通知したところです。

部活動につきましては、5 月 25 日（月）以降の学校再開にともない、このⅠ～Ⅳの判断基準区分に連動した別紙「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）」を示しておりますので、各校での対応をお願いします。

記

○部活動について

- (1) 本基準は 6 月 1 日（月）から適用する。5 月 31 日（日）までは、全県的に部活動が再開したばかりであり、活動を一部制限しながら段階的に取り組むこと。
- (2) 部活動に係る考え方は、原則として別紙のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。
- (3) 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は、各区分及び各中央競技団体等が示す方針や通知を踏まえ判断する。
- (4) 県外遠征においては、県の自粛要請の解除及び行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する。
- (5) 教員及び生徒の体温・体調チェックを継続する。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課 小谷、中内（088-821-4900）

高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）
（学校において感染者を出さない、生徒を守る）

県教委の考え方		部活動の考え方	
IV	直近7日間において感染者が確認されていない	○開校	☆部活動（通常） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・休日4時間まで（校長の許可） ・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・時間を延長する場合には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染症対策について、顧問はより一層の注意を払うこととする
III	直近7日間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている	○開校	☆部活動（一部制限） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は慎重に検討する ・県内における練習試合・公式戦への参加は、状況により慎重に検討する
II	直近7日間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている	○開校	☆部活動（一部制限） ・平日1時間程度まで ・休日1時間程度まで ・活動日数は、状況により検討する ・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わない ・県内における練習試合・公式戦へは参加しない
I	直近7日間において感染者が、日々連続して確認されている	○開校 ●休業	★部活動（禁止） ・学校や公共施設での活動は不可とする ・各自が自宅で自主練習とする

* 各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断

* 部活動ガイドラインに準拠した活動とする。

* 県外遠征（県の自粛要請の解除及び、行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する）

* 原則として上表のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。なお、個別に判断する際は、部活動の実施は学校が開校している場合に限る。



◆三密の回避
（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント
 ・感染源を絶つこと
 ・感染経路を絶つこと
 ・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 生徒の怪我防止
（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、自宅で休養
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの着用（移動時、活動以外時等）



高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

2 高保体第 238 号
令和 2 年 5 月 29 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
（ 公 印 省 略 ）

県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の
考え方について（通知）

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標題の件について、県立学校に対して別添（写し）のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【担当】	高知県教育委員会事務局
保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

2 高教人第 9 3 号
令和 2 年 5 月 1 4 日

市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
（公印省略）

「新型コロナウイルスの感染に関わるメッセージ」の活用について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策に関して様々な制約があるなか、各学校におかれましては、児童生徒の状況把握や心のケアなど、児童生徒の人権や命を守るためのきめ細やかな対応を行っていただき、感謝申し上げます。

一方で、新型コロナウイルス感染に関する不安や不確かな情報の氾濫から、医療関係者や感染者、その家族等に対する誹謗中傷や人権侵害の状況があり、学校においても、いじめや仲間はずし等が起こらないよう、人権教育の実践を生かすことで、児童生徒の人権意識を醸成していく必要があります。

つきましては、別添「高知県の小学生（中学生・高校生）のみなさんへ」のメッセージを貴管内の学校に配付していただき、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりの取組に活用していただきますようお願いいたします。

記

- 別添 ・「高知県の小学生（中学生・高校生）のみなさんへ」
- ・「新型コロナウイルスの感染に関わるメッセージ」の活用について

《担当》

高知県教育委員会事務局

人権教育・児童生徒課 吉岡 佳代

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL : 088-821-4932 FAX : 088-821-4559

E-mail : kayo_yoshioka@ken4.pref.kochi.lg.jp

県立学校長 様

人権教育・児童生徒課長
(公印省略)

「新型コロナウイルスの感染に関わるメッセージ」の活用について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策に関して様々な制約があるなか、各学校におかれましては、児童生徒の状況把握や心のケアなど、児童生徒の人権や命を守るためのきめ細やかな対応を行っていただき、感謝申し上げます。

一方で、新型コロナウイルス感染に関する不安や不確かな情報の氾濫から、医療関係者や感染者、その家族等に対する誹謗中傷や人権侵害の状況があり、学校においても、いじめや仲間はずし等が起こらないよう、人権教育の実践を生かすことで、児童生徒の人権意識を醸成していく必要があります。

つきましては、別添「高知県の小学生（中学生・高校生）のみなさんへ」のメッセージを配付していただき、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりの取組に活用していただきますようお願いいたします。

なお、併置定時制・通信制、県立中学校には転送をお願いします。分校には直接送信しました。

記

- 別添
 - ・「高知県の小学生（中学生・高校生）のみなさんへ」
 - ・「新型コロナウイルスの感染に関わるメッセージ」の活用について

《担当》

高知県教育委員会事務局

人権教育・児童生徒課 吉岡 佳代

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL：088-821-4932 FAX：088-821-4559

E-mail：kayo_yoshioka@ken4.pref.kochi.lg.jp

「新型コロナウイルスの感染に関わるメッセージ」の活用について

1. メッセージ文の活用目的

新型コロナウイルスの感染拡大による、誹謗中傷や人権侵害が起こっている状況が、今日報道されています。

今後、学校においても、ウイルス感染に関するいじめや仲間はずし、誹謗中傷等が起こらないために、児童生徒や保護者へのメッセージ文を作成しました。

「みんなが大切にされる学校や学級」づくりの取組として、別紙「高知県の小学生（中学生・高校生）のみなさんへ」のメッセージ文書の積極的な活用をお願いします。

2. 具体的な活用例

(1) 帰りの会や学級活動等において

- ・各学級で「メッセージ」を配付して読み、新型コロナウイルス感染による感染者やその家族、職場等の周りの人々に対するいじめや誹謗中傷が起こっていることを確認する。
(※新聞等の記事から、心温まる出来事を紹介することも考えられる。)
- ・新聞、テレビやインターネット等を通じて知ったことがあれば、伝え合う。
- ・このような状況についてどう思うか、意見を出し合う。
- ・「みんなが大切にされる学校や学級」をつくるために、日頃から自分たちができることを話し合う。
- ・話し合い、決まったことを実践する。

※学級目標づくりや『高知家』やさしさいっぱい子ども宣言」ポスターを活用したいじめ防止の取組と併せて取り組む。

(2) PTA研修の場などにおいて

- ・新型コロナウイルス感染症に関する公的な情報の共有と併せて、だれもが感染する可能性があることや、感染した児童生徒や保護者、教職員、地域の人々などに対する事実とは違う噂や誹謗中傷など、人権侵害につながる可能性のある大人の言動について、あってはならないことであり、場合によっては命の危険につながる行為であることを確認する。

※学校や地域において、児童生徒の実情に応じた取組を進めていただくようお願いします。

高知県の小学生のみなさんへ



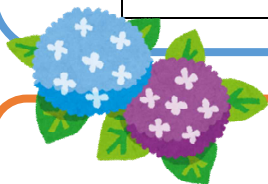
新型コロナウイルスの感染が広がり、不自由な生活が続くなかですが、わたしたちの生活は多くの人々によって支えられていることを忘れてはいけません。

感染症の広がりや予防や病気の治療をしてくださる医療関係の方や、生活に必要な物を作ったり、販売したりして下さる方、人や物を運んで下さる運転手の方など、たくさんの人々が感染の危険があるなかで、今より感染症を広げないように一生懸命がんばってくださっていることに、「ありがとう」の感謝の気持ちを大事にしたいですね。

自分や大切な人がウイルスに感染しないかと不安な気持ちになることもあるかと思えます。しかしこのような時こそ、人から聞いたうわさや本当かどうか分からない話を信じて、人をいじめたり、仲間はずしや差別したりするのではなく、「一緒にがんばろう」と励ましあい、力をあわせることが大切です。「だいじょうぶ？」とみんなで声をかけあい、友だちの気持ちを思いやりながら、「みんなが大切にされる学校や学級」になるよう、自分ができることに取り組んでいきましょう。

もし、あなたが傷つけられたり、まわりの方がいじめられたりした時には、ひとりで悩まず、すぐに家族や友だち、学校の先生などに相談しましょう。身近な人に相談しにくい場合は、悩みを聞いてくれる電話や相談窓口なども利用してください。

高知県心の教育センター (電話相談・来所相談)	088-866-0901
24時間子どもSOSダイヤル (無料電話相談)	0120-0-78310



保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関連して、不安な日々をお過ごしのことと思います。そのようななか、感染症に関する間違った情報や偏見に基づく言動によって、いじめや人権侵害が起こることがあってはなりません。公的機関が発信する情報にご留意いただき、地域やご家庭において正しい理解を得て、誰もが傷つけられることがないように、子どもたちへの指導や見守りをお願いします。



高知県の中学生、高校生のみなさんへ

新型コロナウイルスの感染が広がり、不自由な生活が続く中ですが、私たちの生活は多くの人々によって支えられていることを忘れてはいけません。

感染症の広がりや病気の治療・治療薬の開発に関わる医療関係の方や、生活に必要な物を届ける運送や販売に関わる方、交通関係の方など、たくさんの人々が感染リスクがあるなかで、感染症を広げないように一生懸命がんばっていることに、「ありがとう」の感謝の気持ちを大事にしたいですね。

このようなときこそ、私たちは、不安な気持ちから人をいじめたり、仲間はずしや差別したりするのではなく、「みんなが大切にされる学校や学級」をつくっていく必要があります。「大丈夫？」とみんなで声を掛け合い、相手の気持ちに寄り添いながら、「一緒にがんばろう」と励まし合い、力を合わせる事が大切です。

でも、もし、あなたが傷つけられたり、周りの人がいじめられたりした時には、ひとりで悩まず、すぐに家族や友達、学校の先生などに相談しましょう。また、相談しづらい場合は、悩みを聞いてくれる電話相談など、相談窓口も利用できます。

高知県心の教育センター（電話相談・来所相談）	こうち高校生 LINE 相談
088-866-0901	令和2年5月 6日（水）～6月 4日（水） 8月23日（日）～9月23日（水） 令和3年1月 5日（火）～1月31日（日）
24時間子どもSOSダイヤル（無料電話相談）	
0120-0-78310	



保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関連して、不安な日々をお過ごしのことと思います。そのようななか、感染症に関する間違った情報や偏見に基づく言動によって、いじめや人権侵害が起こることがあってはなりません。公的機関が発信する情報にご留意いただき、地域やご家庭において正しい理解を得て、誰もが傷つけられることがないよう、子どもたちへの指導や見守りをお願いします。